

第二次広州政府期の広州市政

—— 特に1921年の改革について ——

塩 出 浩 和

第一章 問題の所在

中国国民党を率いる孫文と広東軍の指導者であった陳炯明によって1920年11月広州に於いて建てられた政権は、これまで「第二次広東軍政府」と呼ばれてきた。この政権は1921年5月「中華民国政府」に改組され、孫陳対立の結果1922年6月両者麾下の部隊が武力衝突を起こすまで、中国の中央政府としての正統性を北京の政権と争った。1921年5月から翌22年6月までの広州におけるこの政権は、「広東正式政府」、「広東護法政府」などと呼びならわされてきた。本稿では主として1920年11月より、広州市参事会の構成が完了した1921年9月までの広州市政を検討するが、この期間を含む1920年11月から1922年6月までの広州における政権をここでは一括して「第二次広州政府」と称する。1921年5月改組の前後で地域政権としての当該「政府」が有する政策決定機構と統治機構は実質的には変化していないからである。全国レベルの政権としてとらえた場合でも同様であると考えられるが、この点については他稿に譲る⁽¹⁾。

第二次広州政府は、約一年半の存続期間中にその支配領域（時期により異なるがほぼ広東一省）内で新しい地方自治制度の創設と推進に力を入れた。地方自治制度の創意と推進とは、具体的には広東省内各県の県長及び県議会議員と広州市参事の選挙実施を通じて推し進められた代議制的地方自治政府の樹立または整備である。

第二次広州政府の性格規定とこの政権を支えた二人の指導者、すなわち陳炯明と孫文、の歴史的評価については従来いくつかの見解が出されてきた⁽²⁾が、

政権の所在地であった広州市の政治、特に代議制を指向した市政制度の諸改革とその具体化としての市参事選挙の解明によってこの論争を発展させる新たな判断材料が提出できるであろう。主な論争点のひとつはこの政権の下で試みられた地方政治改革の本質は何であったのか、つまり、それは「軍閥」権力の存続の手段であったのか否か、ということについてであった。

孫・陳両者の歴史的評価についての新たな判断材料の提供は本研究の目的のひとつであるが、本稿をその一部とする一連の実証的考察は近代中国政治の構造を解明することを全体の目標にしている。中国の政治体系は当時、地域的(水平的)かつ多層的(垂直的)な分裂状態にあった。中国の諸政治権力は全国・各省・各県(市)・各郷(鎮)という四つのレベルで成立していた。地域的分裂とは、特定レベルの同一空間で勢力圏と正統性を争う複数の政治権力の存在をさす。下位レベルの政治体系が上位の政治体系と関係を持ちながらも独自の政治的課題と争点、政治的意思の形成方法、そして政策遂行過程を有するある程度自律的な政治体系として存在していた状態を多層的分裂とよぶ。そこで筆者の当面の目標は、第二次広州政府の支配領域における政治体系の地域的・多層的分裂状態を分析し、この政権の限定的支配下の諸レベルに存在する政権の権力基盤、政策、政治過程の実態を解明するとともに、それが当時の中国全体の政治の中でもっていた歴史的意味をみきわめることである。本稿はそのための実証的研究の第二の試みである⁽³⁾。

第二章 広州市政に関する諸制度の整備

辛亥革命後、胡漢民と陳炯明がそれぞれ広東の都督と代理都督であった時期(1912年1月～1913年8月)に、広州市旧城壁の一部は取り除かれ自動車交通に適する幅の広い道路が建設された。これは胡が都督の時に設けられた広州工務司による事業であった。その後1918年に市政公所が設立され、道路建設などの事業をおこなったが、その他の市行政組織は未整備であった⁽⁴⁾

陸榮廷率いる広西軍の一指導者であり、孫文退出後の第一次広州政府の下で広東省長に就いていた莫榮新とその麾下の部隊が1920年10月に広州から引きあ

げ、翌月陳炯明に率いられた広東軍主力部隊が広州に到着した。11月末に孫文、伍廷芳、唐紹儀が広州に入り、11月29日「中華民国軍政府」の広州における回復が通電された⁽⁵⁾。20年末から翌21年初めにかけて香港や上海に移っていた国民党系などの国会議員の一部が広州に戻り、21年1月12日には広州において衆参両院連合会が開かれた⁽⁶⁾。

広州の市政組織が整備されるのは1921年2月以後である。1920年11月から2月までの間は、広州市市政公所はあったが、市は軍政府の所在地として実質的には大元帥府（孫文）と広東省省署（陳炯明）の直接の支配を受けていた。また一方で、広州市には商人をはじめとした住民による自治・自衛の伝統があった。衛生事業、道路整備事業さらには治安維持活動までもが清朝後期以後広州市民自らの手で組織され運営されていたのである。清末に至り清朝政府によって広州市に公安と消防の組織が置かれたが、「団」と呼ばれた住民の自治的治安組織や火の見やぐら、消防団、貯水施設等はひきつぎ住民によって管理されていた⁽⁷⁾。

第一節 市政組織改組と広州市暫行条例の制定

道路整備と路面電車の建設・営業⁽⁸⁾をおこなっていた広州市市政公所の総弁には、1920年末から翌年初めにかけての時期、魏邦平が就いていた。彼は広東系軍事指揮者の一人で、陳炯明より先に1920年10月29日に広州入りしていたのである。11月初めに広州に到着した広東軍総司令陳炯明は自ら広東省長に就任するとともに、市政の統一を目指して市政庁を設け孫科を庁長に任命した⁽⁹⁾。この市政庁は従来の市政公所の事業に加えて、治安・衛生・教育等の事業をも担うことが期待されていた。1920年11月から翌年1月にかけての数週間は孫科を長とする市政庁と魏邦平を長とする市政公所が併存した。21年1月市政公所は解散し、その事業と債務は広州警察庁とともに市政庁に引き継がれた。これらの措置は広東省長陳炯明の意向に基づいた経過的なものであった。

このような改組が進む一方で、1920年11月から12月にかけて広東省長公署において四回にわたり、地方自治制度を検討する「省制編纂委員会」が開かれて

いた⁽¹⁰⁾。この委員会は省長陳炯明のほか、胡漢民・戴季陶・孫科・林雲陸・陳融・廖仲愷・金章ら十数人で構成されていたが、広州市政についてはすでに市政庁長に任命されていた孫科が草案を提出した。この草案はアメリカ合衆国のいくつかの都市にあったシティー・カウンスル制度に範をとったもので、全市民による選挙で市長を選ぶと定めていた。委員会の金章らはこの草案を支持したが、胡・戴・廖らは、暫定的に「保育主義」を採用し最初の五年間を務める市長は省長によって任命されるべきだと主張した。結局委員会案としては胡らの考え方が採用されている。第二次広州政府期の市や県の自治制度は形式上は首長直接選挙制と代議制的議会制を採用しているが、実質的には省長に権限が集中するようになっており、これは省長であった陳炯明が広東一省に独裁的権力を築くために歪めたものだ、と従来一部の研究者は説明してきた⁽¹¹⁾。しかし実際は、この広州市暫行条例案の審議経過をみると、最初の市長を住民による直接選挙ではなく省長の任命制としたのはむしろ孫文に近い胡漢民や廖仲愷らであった。市政条例は1920年12月6日省長によって決定・公布された。実施は翌21年2月15日となっていた⁽¹²⁾。

この広州市暫行条例は基本的には草案と同様にアメリカの一部都市で行なわれていたシティー・カウンスル制度を採用し、それに若干の修正を加えたものであった。条例は、「広東省省会」（省都）を正式に広州市と命名しその市政機関を広州市市政庁とすることを定めていた。条例によると、市政庁は市行政委員会・市参事会・市審計処という三つの独立組織によって構成されることになっていた⁽¹³⁾。以下、条例に基づいてそれぞれの組織の機能と構成を記す。

市行政委員会は日常の行政・事業の監督を担当し、市長・市財政局長・市工務局長・市公安局長・市衛生局長・市公用局長・市教育局長の七人で構成される。七人はいずれも広東省長の選任によるとされていた。これはいわば市政府の内閣で、七人は共同で市行政委員会の職務を行使するとされた。しかも、後述の参事会が政策決定権をもっていなかったのに対し行政委員会は市政に関する決定と執行の両権を与えられていた。市長はこの委員会の主席であり、対外的に広州市を代表し、市行政委員会の議決事項を執行する責を負った。

市参事会は30人の参事員（すなわち議員）で組織される。参事員のうち10名

は省長（市長ではない）の指名、10名は市民による直接選挙、残りの10名は職能団体の代表であった。これら職能団体代表は労働界より3人、実業界より3人、教育界より1人、医療界より1人、法律界より1人、技術界（エンジニアなど）より1人となっていた。市参事会の職権は、(一)市民の請願を議決し、これを市行政委員会に送付すること、(二)市行政委員会より送られた案件を議決すること、(三)市政庁各局の行政成績を審査することであった。条例では、予算審議権がどこに属しているのか明確ではない。もし行政委と参事会が権限上の争いをおこした時は広東省省長の決裁にゆだねることになっていた。

審計処の処長は広東省省長によって任命されることとなっていた。その職権は、市財政収支の監査、行政委が結んだ財政関係各種契約の審査、市財政会計方式の改良についての建議、そして毎年の市財政監査報告書を省長に提出することの四点であった。審計処と行政委員会の間で食い違いがあった場合はやはり省長が決裁することになっていた。

このような内容の暫行条例に基づいて次節で述べるように新市政庁設立の準備が進められ、また第三節で述べるように正式の条例を定めるために広東省議会での討議がおこなわれた。

第二節 新市政庁設立の準備

1921年2月15日の広州市暫行条例施行にそなえて、1920年12月末または21年1月初めに魏邦平・許崇清・程天固・胡宣明・蔡增基・黄桓・孫科の7人が市政庁準備委員に任命された⁽¹⁴⁾。この任命は広東省省長であった陳炯明による。

7人の準備委員は市政庁が取り扱うべき職務範囲を定めなければならなかった。そして職務範囲の確定は各種税金のうちどれを市政庁の収入とするかという財政上の基本問題にかかわっていた。容易に予想されるように、省の各機関（財政庁・教育科等）や警察庁などとの間に権限争いがおこった。これら諸機関間の調整は省長陳炯明や広東高等裁判所がおこなった。また準備委員は、暫行条例の施行細則を作成した⁽¹⁵⁾。

これと同じ時期、新市政庁への吸収が予定されていた市政公所の職員は全員

が広東省省署に対して辞表を提出した。これは、吸収時の職員定数削減を予想した公所職員の採った抵抗の一手段であった。市政公所総弁魏邦平はこれより先の1920年12月に一度辞表を提出したが、翌年1月までその職にとどまったとみられる⁽¹⁶⁾。また、市政公所の一部幹部も既得権益を守るために改組に反対した。

一方、未確定であった広州市の市域をはっきりさせ、かつ市域を11の区（のち方針が変わり結果的には広州市は12の区に分けられた）に分ける作業が1921年1月魏邦平と孫科によって進められていた。市域画定は第二次広州政府成立前から進行していたが、政権の交替で中断していたのである。実地測量は1921年2月1日に開始され、約一か月で完了することになっていた⁽¹⁷⁾。この市域画定作業の完了時期は確認されていない。

第三節 広東省省議会の対応

広州市暫行条例施行が予定されていた1921年2月15日の直前、陳炯明は広東省議会にこの条例案を提出した。この案は、最初の五年間について広東省長が広州市長を任命するというのは自治主義の原則に反するとして省議会で否決されてしまった⁽¹⁸⁾。この否決には、自治の原則との抵触という問題以外にも、新たな税金が課せられるのではないかという市民の不安、治安・福祉・教育・医療事業等を独自に行なってきた善堂や会館などの市民組織の反発といった問題が関係していた。

市政庁は1921年2月15日、条例が未成立のまま暫定開庁された。これは陳炯明と孫科が省議会の追認を期待して採った措置であったが、かえって省議員の反発をかってしまった⁽¹⁹⁾。一部の省議員は、省の立法機関である省議会の議決なしで暫行条例が実施されたことに反発し、また条例案によると限定的な選挙でその一部が選ばれることになっていた市参事会が市の立法機関としては極めて不十分な権限しかもっていないと批判した⁽²⁰⁾。省議会内の法律委員会と庶政委員会が詳細に批判点を論じた報告書を作成している。2月23日、省議会は条例を修正議決したが、陳炯明は原案を堅持するという姿勢をとった⁽²¹⁾。

陳は3月14日に省議会に宛てた書簡の中で次のように述べている。すなわち、「原案は官に偏重し、民治の潮流に適合していない」という指摘があるが、立法と行政を分離して完全な市議会制を採用するのは時期尚早である、と。陳は、アメリカ合衆国のニューヨーク市で民選市議会制を採用し「無頼政客」が多数進出して市政が腐敗し、公債が乱発された例をあげ、「官治民治は形式上ではなく実際に見い出される」として委員制の採用を主張した⁽²²⁾。彼は、中国の「国情」を考慮し、「欧米の経験」を参考にして「多数市民の本当の福利を図るために暫定的に保育主義を採らざるを得ず、市長と局長は省長による任命とした」と説明した。この任命制を補うために一部分に民選制を採用した市参事会を設けたのだ、とも陳炯明は言っている。彼は、参事会の一部を直接選挙と職域代表制とすることによって「市民に選挙の習慣を養成し、五年ののちに市長民選を実行し混乱を避ける」ことを目指したのである。結局、1921年3月下旬、省議会は再審議ののち原案通り暫行条例案を可決通過させた⁽²³⁾。

第四節 省長による市長・各局長の任命

前節でみたように、暫行条例は広東省議会で約一か月半にわたって議論され、その成立は遅れたが、広東省長陳炯明は当初の予定通りに1921年2月15日広州市長と各局長を任命した。広州の「軍政府」の大元帥であった孫文の子でアメリカのコロンビア大学を卒業した孫科が市長に任命された。旧市政公所総弁であった魏邦平が広東全省警務処処長兼務のまま広州市公安局長となった。以下、財務局長には蔡增基、工務局長（測量・道路建設・下水道整備等を担当）には程天固、公用局長（電力・水道・交通・電話等を担当）には黄桓、衛生局長（保健医療・清掃事業等を担当）には胡宣明、教育局長には許崇清がそれぞれ任命された。彼らはすべて約二か月半前に任命された市政庁準備委員であった。しかし、省議会で広州市暫行条例が21年2月15日の時点で可決していなかったことがひとつの原因で、魏邦平と胡宣明は当初市行政委員会に出席しなかった。胡宣明は医師で、市長孫科同様に米国への留学経験があった。魏邦平はのち省長に辞職を申し出たが、省長陳炯明はこれを許可しなかった⁽²⁴⁾。

新市政庁の設立にともなう、広州市市政公所・広東省省会警察庁・広州市督学局・広州市電話局の各機関は解散し市政庁に吸収された。その際に各機関の組織と人員は一部改組または削減された⁽²⁵⁾。「軍政府」財政庁が管理していた市内の各種税務（主に交通に関するもの）は広州市市政庁財政局に移管された。同じく「軍政府」公路処が管理していた道路と港湾施設は市の財政局と工務局に接収された。しかしながら、広州市に隣接する郊外の海南県と番禺県の行政は広州市には吸収統一されずに分離したまま残り、都市政策遂行上の障害となった⁽²⁶⁾。

第三章 市参事選挙

1921年の広州市暫行条例においては、市参事会は行政を担う市行政委員会の補助機関または諮問機関としての役割が主で、市の立法機関としては極めて不完全な機能しか有しておらず、また予算審議権があるのかも明確ではなかった。参事会員30名のうち、10名は省長の指名であったが、10名は職能団体の代表、10名は市民の直接選挙によるとされており、部分的に代議制的な要素がとりいれられていた。本章では市参事会の構成過程、特に民選参事の選出過程について検討する。

第一節 市選挙委員会

1921年3月、市参事選挙の管理・運営にあたる市選挙委員五名が省長によって任命された。この五名は、杜之杖（委員長）・鍾栄光・黄煥廷・廖冰筠・羅雪甫である⁽²⁷⁾。この組織の法的根拠である広州市市選挙委員会組織章程と広州市選挙条例は広東省省署により発布されていた⁽²⁸⁾。

1921年3月5日、市選挙委員会は広東省署と合議の末、同年6月1日に直接民選参事10名の選挙を実施することを決定した⁽²⁹⁾。この決定を宣布したのは市選挙委員会ではなく、広東省長であった。選挙委員会が独立して選挙事務を管理する機関とはなり得ず、選挙事務についての広東省長の補佐機関としての性

格を強くもっていたことは広州市選挙委員会組織章程の諸規定からもうかがえる。すなわち、委員は省長が任命し（第1条）、委員の給料は省長が決定し（第6条）、委員会の予算は省長の認可を必要としたのである（第7条）⁽³⁰⁾。市参事の任期は一年（連任をさまたげない）であった⁽³¹⁾から毎年選挙をする必要があったが、選挙委員会は一回の選挙が終わるごとに解散することになっており、常設組織ではなかった（第8条）⁽³²⁾。

この委員会で選挙事務を執るために雇用された職員の数是不明であるが、90万人余りという広州市有権者数に較べて極めて不十分なものであったことは後に明らかとなる。また、職員の資質にも問題があった（第三節）。

第二節 職能団体代表参事と省長指名参事の決定

前述のように市参事30名のうち10名の民選参事のほかは、10名は職能団体代表参事であり、10名は省長指名参事であった。

職能団体代表参事の配分は労働界3人、実業界3人、教育界1人、医療界1人、法律界1人、技術界1人と条例で定められていた。この人数配分に関して広東教育会の一部の会員は労働界と実業界に比べて教育界代表の人数が少ないことに不満をもっていた。彼らは、「教育界は医療・法律・技術各界より人数が多く、かつ国民を啓蒙し知識を社会に広めるといふ重要な役割を担っているにもかかわらず、市参事代表が一人というのは納得できない」として、1921年3月、省長に定員増の要望書を書いた⁽³³⁾。この要望書によって配分規定が変わることはなかったが、要望書を提出した教育会会員の一人廖冰筠（彼女は廖仲愷の姉で市選挙委員にもなっていた）は後に省長指名の参事になった⁽³⁴⁾。

各界の代表選出方法は異なっていたが、労働界と実業界からの代表選出には間接選挙の方式がとられた。

労働界では、広州の有力労働組合であった総工会や華僑工業联合会などがそれぞれ代表を送り込もうとしたために20余万人が選挙人登録をした。そこで選挙委員会は、労働界が先ず選挙人団を選びこの選挙人団が3人の代表を選ぶという方法を認めた⁽³⁵⁾。労働界では広州労働界市参事準備所を設けて代表選出作

業を進めたが、選出方法をめぐると対立で工団總會などいくつかの労働組合は準備所の会議をボイコットした³⁶⁾。

実業界の代表選出作業は総商會が中心となって進めた。選出方法についてはやはりいくつかの議論があったが、各業種の団体から代表一名を先ず選び、彼ら業種別代表によって3人の参事が決められた³⁷⁾。

法律界代表の選出は、1921年6月5日に約100名の弁護士（行政官吏になっていた法律家は規定により除かれた）による投票で行なわれた。しかし、投票方式が条例の条文に適合しないのではないかという意見が一部の弁護士から出され、開票と当選者の決定はできなかった³⁸⁾。

技術界代表参事の決定も順調ではなかった。1921年5月に一旦、アメリカに留学経験のある台山県出身のエンジニア朱汝梅が技術界代表に決まったが、6月、測量技士の団体が技術界代表の選出過程への参加を要求したのである³⁹⁾。技術界に測量技士が含まれるかどうかの規定は条例にはなかった。

医療界では西洋医と漢方医がそれぞれ代表を選んでしまい互いに譲らなかった⁴⁰⁾。

上述のように各職能団体の市参事選出は混乱し、1921年6月中旬の段階でもほとんど決まっていなかった。

一方、広東省長陳炯明は1921年6月4日、指名できる10名の市参事の内3名を決定した。その三名は鍾榮光・黄煥廷・廖冰筠で、すべて市選挙委員であった⁴¹⁾。

第三節 選挙運動と投票

広州市市参事のうち10名の民選参事選挙は広州市市選挙条例（1921年2月広東省長により発布）に基づいて行なわれることになっていた。その規定に従って省長は民選市参事選挙を1921年6月1日に実施すると宣布した。

1921年3月中旬、広州市民に選挙人登録の手続きについての通知がなされた⁴²⁾。通知によると、選挙人登録ができるのは満21歳以上で1年以上広州に住む中国国籍保持者であり、広州市暫行条例の条文を朗読できなければならな

った。市民は登録をすると登録証と候補者推薦票(立候補者はこれを100枚以上集めなければ正式の候補者として認められなかった⁽⁴³⁾)を受け取ったが、これには当初2角の登録「証金」と一票あたり2角の代金を払うことが義務づけられた。しかしこの登録「証金」徴収は広州市民からの反発が強く、5月3日、省長と市選挙委員会によって取消された⁽⁴⁴⁾。しかし一票あたり2角で投票用紙を購入しなければならないという規定は残った。

1921年3月下旬頃より、様々の団体・個人による選挙運動が始まった。中国国民党は謝英伯・謝良牧・馮自由の3人を立てた。女性運動の団体も伍智梅・鄧蕙芳・劉少璧という3人の活動家を推した。また、実業界はもともと職能別選出で3人の枠をもっていたが、貿易会社やたばこ会社のいくつかはそれぞれの代表を立てて選挙運動を進めた⁽⁴⁵⁾。5月初めまでは選挙人登録に「証金」が必要であったので有権者の買収が広くおこなわれていた⁽⁴⁶⁾。各投票区の事務員の中には白票を売る者もあった⁽⁴⁷⁾。

選挙運動それ自体を商売にしてしまう者も現われた。彼らは1,000～2,000円で当選一人を請負ったのである。彼ら選挙請負い業者の顧客は電力会社、水道会社、たばこ会社などであったという⁽⁴⁸⁾。電力会社と水道会社は市政庁公用局傘下の公共事業体であった。

市の公安局による戸口調査は、広州市の有権者が90万人以上であることを示していたが、1921年4月下旬の時点で選挙人登録をした者は15万人余りであった⁽⁴⁹⁾。しかもこの中には選挙請負業者が勝手に、実際の有権者本人の知らないうちに登録してしまった数も含まれていた。

1921年6月1日、広州市内37か所の投票所で民選市参事選挙の投票がおこなわれた。投票に来た市民は約12,000人であったが、開票すると得票数第1位の候補(霍芝廷)と得票数第2位の候補(何国光)にはそれぞれ30,000以上の票が入れられていた⁽⁵⁰⁾。投票開始前に数多くの票が投票箱の中にかくされていたのである。ある投票区には数十人の有権者しか投票に来なかったにもかかわらず、投票箱の中からは数百の票が現われた⁽⁵¹⁾。投票日当日は相当組織的かつあからさまな買収もあった。ある候補者(王某)は一人8角で労働者500名余りを雇い、彼らに投票させようとした。しかしこの試みは投票所職員に阻止され

てしまった⁶²⁾。

このような選挙違反の動きに対抗するため女性運動活動家の鄧蕙芳や葉恵宜らは自主的に民間選挙監視団を組織して各投票区に送った。彼女たちは投票開始前にすでに票でいっぱいになった投票箱を発見したが、投票区事務員や選挙監察員は見て見ぬふりをしたという⁶³⁾。

6月2日から開票がおこなわれ、6月4日には一応の得票数が明らかにされた⁶⁴⁾。しかし、投票直後鄧蕙芳らが広州の高等裁判所に選挙の無効を訴え、裁判の過程で多くの不正が明らかにされてしまった⁶⁵⁾。6月中旬、高裁裁判長の陳鴻銓は6月1日の市参事選挙の無効とやり直しを命じた⁶⁶⁾。この判決の前後、5人の市選挙委員は相次いで省長に辞表を提出した⁶⁷⁾。省長は慰留したが、結局6月下旬市選挙委員会は自ら解散してしまった⁶⁸⁾。省長はこの解散を認めなかった。

第四節 再選挙と市参事会の成立

省長陳炯明は結局、市選挙委員5人に1921年9月1日の再選挙を命じた。第一回選挙のような混乱を避けるために次のようないくつかの措置が講じられた。買収の温床となった有料の選挙人登録・投票用紙発給をやめ、投票所は37から12に限定されすべてに選挙委員または省長特派の監督がつくようになった。投票用紙は省署で特製し投票日まで持ち出せないようにした。また、6月1日選挙の時に選挙事務員として働いていた者は9月1日選挙では事務員として採用されないようにした⁶⁹⁾。

9月1日の再選挙でも本人確認の困難さからくる混乱などが一部に見られたが、おおむね投票は正常におこなわれ、9月2日開票された。この選挙では最多得票者の得票数は1,831票で、当選最下位の第10位は379票であった。6月の第一回選挙で第1位であった霍芝廷は9月の再選挙でもトップとなった。6月選挙で「当選した」候補者10人のうち6人は9月選挙でも当選した⁶⁰⁾。女性運動活動家で鉄道労働者の支援を受けた鄧蕙芳は6月選挙では第13位で落選したが、9月選挙では第8位になり当選している。中国の組織された近代都市

労働者が代議制を通して自らの代表を政策決定を担う機関に送り込んだ最初の例であろう。

1921年9月には紛糾していたいくつかの職能団体代表の選出も終わり、同月下旬、紆余曲折を経た広州市参事会の構成は一応完了した。確認できる範囲では、当選者の中に国民党系の候補はいなかったのである。

第四章 結 語

1920年11月から1922年6月まで存続した第二次広州政府下の広州市政検討にあたって市政諸制度の制定過程と市参事会員の選出過程をとりあげたのにはいくつかの理由がある。

第二次広州政府の二人の指導者、陳炯明と孫文の政治路線は、後の両者の対立から類推されて必要以上に対立的にとらえられることが多かった。確かに1922年にはいると「自治」を優先しようとする陳と手段が武力であろうとも「統一」を重視する孫の対立は深まるが、1920年から21年の時期について言えば両者とも広東省における代議制的地方自治政府の県・市レベルにおける樹立に関心をもっていた⁽⁶¹⁾。彼ら二人にとっては、県・市レベルの政治改革は近代国家としての中国の建設に不可欠であったのである。

地方自治制整備の諸課題にどう優先順位をつけるか、そして改革の速さほどの程度にするのかといった問題については、第二章で一部明らかになったように、広州政府を支える主要政治指導者の間でも論争があった。孫文の側近であった胡漢民や廖仲愷が代議制を限定する「保育主義」を主張したのに対し、陳炯明の参謀役であった金章は早い時期の市長民選に賛成であった。広東省議会は「保育主義」に当初は反対したが、省長陳炯明の説得もあり大枠では省制編纂委員会の提案を支持した。

市参事会は広州市政に不完全ではあるが代議制的諮問機関を導入しようとする試みであった。第三章でみたようにその選挙は惨憺たる結果（不正が多く、実質的な投票率は約1パーセント）であり、胡漢民らの「保育主義」の主張が正しかったことを示していた。胡・廖らと世代がひとつ違う孫科はアメリカで

教育を受けたということもあり、いくぶん理想主義的な考え方をもって欧米的な都市自治制度の一部を中国に導入しようとした。しかしながら一方では、孫科の考え方は広東省省議会議員のかかなり大きな部分の支持を受けていたのである。

広州市の選挙では孫文率いる中国国民党の組織的影響力は弱かったが、一方女性運動・労働運動はその力を部分的に発揮した。1924年以後、国共合作体制の中で再編・統合されていくことになる五四事件後の広東の多様な社会・政治運動が広州市の政治に具体的な影響力を与えはじめるときっかけとして市参事の選挙を位置づけることも可能である。この点については1922～24年の広州における大衆組織の展開を詳しく調べる必要がある。

市政制度の制定過程と市参事の選出過程から明らかとなった広州市の政治体系のひとつの特徴は、省レベルの体系への高度な依存性であろう。条例の公布、市長の任命、内部紛争の処理等々といった市政上の重要事項がことごとく広東省長に属していたのである。この点については1921年5月の広州国会非常会議による総統選出にともなう上位政権の「軍政府」から「正式政府」への改組は何ら重大な影響を与えていない。中国の政治体系は多層的な分裂状態にあったとはいえ、少なくとも1920年代初期の広東省では省長集権制と呼べる事態が形成されていたのである。この省長集権制が代議制を通じて民意を統合し、その結果として省民を社会の近代的再編に動員できるものであったならば、1920年代前半の「聯省自治」運動は再検討されなければならないであろう。

[注]

- (1) 地域政権としてのこの「政府」を1920年11月から1922年6月までのひとつの政権としてとらえることができる所以は本稿における広州市政の分析でその一端が示される。尚、県レベルの政治については1921年5月が画期とならないことは次の拙稿で示されている。（「広東省における自治要求運動と県長民選——1920～1921年——」、アジア政経学会『アジア研究』38巻3号、1992年3月、73～105頁。）1921年5月の前後で広東省内の県政改革推進について政策の大きな変化は観察できないのである。
- (2) 諸見解を大まかに二分すると次のようになる。㊸——地方自治の推進者としての陳炯明を積極的に評価し、第二次広州政府を自治指向の地域政権ととらえる。㊹——中国の民主的統一の推進者としての孫文に注目し、第二次広州政府を、中央政権としての正統性を北京の政権と争う交戦団体もしくは正式中央政府ととらえる。㊸の立場に立つ主な研究は以下の通りである——ジェローム・チェン著、北村稔・岩井茂樹・江田憲治訳『軍紳政権——軍閥支配下の中国』、岩波書店、1984年。康白石『陳炯明伝』、文芸書屋、香港、1978年。また、㊹の立場に立つ主な研究は以下の通りである——池田誠『孫文と中国革命』、法律文化社、1983年。中国人民政治協商会議全国委員会・広東省委員会・広州市委員会文史資料研究委員会編『孫中山三次在広東建立政権』、中国文史出版社、北京、1986年。陳敏「陳炯明的“聯省自治”及其与孫中山的衝突」、『近代史研究』1989年第一期。段雲章・邱捷『孫中山与中国近代軍閥』、四川人民出版社、成都、1990年。もとより以上の分類はきわめて大まかなものであり、細かな論点については論者のそれぞれの観点は異なる。
- (3) 第一の試みは広東省内の県レベルの政治を、特に1921年8月に実施された県選挙観察を通して、初歩的に分析した。（前掲拙稿）
- (4) 広州市市政庁総務科編輯股編『広州市市政概要 民国十年』、広州市市政庁総務科編輯股、広州、1922年、1頁。（以下、本書を『概要』と略記する。）
- (5) 中国人民政治協商会議広東省委員会・広州市委員会文史資料研究委員会編『広州百年大事記』上、広東人民出版社、広州、1984年、214頁。（以下、本書を『大事記』と略記する。）尚、最初の公文書である「布告」光字第1号、『軍政府公報』は、1920年12月1日付で、「広州において護法政府を建てる」と述べていた。この布告の発表は12月4日であった。（中山大学歴史系孫中山研究室・広東省社会科学院歴史研究所・中国社会科学院近代史研究所中華民国史研究室合編『孫中山全集』第五巻、中華書局、北京、1985年、440～441頁。）

- (6) 『大事記』上、219頁。
- (7) 『概要』、1頁。
- (8) 市政公所の歳入 165 万円のうち、100 万円が電車借款であった。（『華字日報』〔香港〕、1920年11月18日）
- (9) 『概要』、1～2頁。また、『華字日報』〔香港〕、1920年11月17日及び同月18日。
- (10) 『華字日報』〔香港〕、1920年12月6日、9日及び14日。
- (11) 例えば、以下の二論文を参照。林志鈞・畢侶・鍾凜之「陳炯明倡行聯省自治及民選渠長見聞」、中国人民政治協商會議全國委員會・広東省委員會・広州市委員會文史資料研究委員會編『孫中山三次在広東建立政權』、中国文史出版社、北京、1986年。陳敏「陳炯明的“聯省自治”及其与孫中山的衝突」、『近代史研究』1989年第1期。
- (12) 『華字日報』〔香港〕、1920年12月9日及び1921年1月3日。
- (13) 『概要』、2～17頁。また、『華字日報』〔香港〕、1920年12月14日、15日、16日及び17日。
- (14) 『華字日報』〔香港〕、1921年1月3日。
- (15) 『概要』、4～5頁。
- (16) 『華字日報』〔香港〕、1920年12月15日及び1921年1月5日。
- (17) 『華字日報』〔香港〕、1921年1月13日。
- (18) 『華字日報』〔香港〕、1921年2月13日。
- (19) 『華字日報』〔香港〕、1921年2月17日。
- (20) 『華字日報』〔香港〕、1921年2月19日及び24日。
- (21) 『華字日報』〔香港〕、1921年2月25日、3月17日及び3月18日。
- (22) 黄炎培編『一歳之広州市』、商務印書館、上海、1922年、17～21頁。
- (23) 『華字日報』〔香港〕、1921年3月28日。
- (24) 『華字日報』〔香港〕、1921年2月16日、18日及び21日。
- (25) 『華字日報』〔香港〕、1921年2月17日。
- (26) 『華字日報』〔香港〕、1921年2月18日。
- (27) 『華字日報』〔香港〕、1921年3月3日。
- (28) 李宗黄『新広東觀察記』、商務印書館、上海、1922年、74頁。
- (29) 『華字日報』〔香港〕、1921年3月14日。
- (30) 黄炎培編、前掲書、96頁。
- (31) 李宗黄、前掲書、5頁。
- (32) 黄炎培編、前掲書、97頁。
- (33) 『華字日報』〔香港〕、1921年3月19日。
- (34) 『華字日報』〔香港〕、1921年6月4日。
- (35) 『華字日報』〔香港〕、1921年6月16日。
- (36) 『華字日報』〔香港〕、1921年6月24日。

- (37) 『華字日報』〔香港〕、1921年6月21日。
- (38) 『華字日報』〔香港〕、1921年6月6日、7日及び14日。
- (39) 『華字日報』〔香港〕、1921年5月26日及び6月13日。
- (40) 『華字日報』〔香港〕、1921年5月28日及び6月14日。
- (41) 『華字日報』〔香港〕、1921年6月4日。
- (42) 『華字日報』〔香港〕、1921年3月11日。
- (43) 「広州市市選挙条例」の第13条及び第14条。黄炎培編前掲書、90頁。
- (44) 『華字日報』〔香港〕、1921年5月6日
- (45) 『華字日報』〔香港〕、1921年4月2日。
- (46) 『華字日報』〔香港〕、1921年4月16日。
- (47) 李宗黄前掲書、78頁。
- (48) 『華字日報』〔香港〕、1921年4月13日。
- (49) 『華字日報』〔香港〕、1921年4月26日。
- (50) 李宗黄、前掲書、78頁。また、『華字日報』〔香港〕1921年6月6日。
- (51) 『華字日報』〔香港〕、1921年6月3日。
- (52) 企てが失敗したため、この候補者は約束の8角を労働者に支払おうとしなかった。そのため500人は候補者の家の前でさわぎ、結局警察が出動して彼らを整理し、王某に約束通りの「賃金」を払わせた。（『華字日報』〔香港〕、1921年6月4日）
- (53) 李宗黄、前掲書、78頁。
- (54) 最多得票者は霍芝廷で31,590票。当選最下位の第十位は12,373票であった。（『華字日報』〔香港〕、1921年6月6日）
- (55) 『華字日報』〔香港〕、1921年6月10日及び13日。
- (56) 『華字日報』〔香港〕、1921年6月18日。
- (57) 『華字日報』〔香港〕、1921年6月10日、16日及び18日。
- (58) 『華字日報』〔香港〕、1921年6月27日。
- (59) 『華字日報』〔香港〕、1921年8月6日及び12日。
- (60) 『華字日報』〔香港〕、1921年6月6日及び9月5日。
- (61) 前掲拙稿、79～83頁。